

「在宅医療の手引き」

一般の医者が在宅医療を開始する方法をお知らせします

09年11月 松戸市医師会在宅ケア委員会

現在松戸市では在宅療養支援診療所（以下在支診）は21件、何らかの形で在宅医療に関わっている医療機関は、6病院・37医院です。休日当番を行っている診療所は約115件ですので、在宅医療可能な医療機関の約3分の1が何らかの在宅医療に関わっていることを示しています。（09年3月時点の松戸市医師会の医療機関数は、病院19件、診療所・医院231件です。）

「在宅死も対象にする」という意思を表明された医療機関は31件です。そのうち病院が3件、在支診が20件、在支診以外の診療所が8件です。

また実際に在宅で看取った患者さんの数は約300名です。そのうち約半数が、がん患者さんの看取りです。参考までに市内の年間死亡者数は約3000名です。

ちなみに09年2月の新聞報道によると全国では在宅で看取った患者数は約3万2千人です。松戸市は人口48万人ですからこの割合を松戸市に当てはめると122人という数字が出てきます。したがって松戸市の看取り数は全国平均の約2.5倍と極めて高率です。

松戸市では複数の在宅医療に積極的な医療機関ががんばっており裾野も広くかつレベルも高い「八ヶ岳型」と言えるかと思います。

今回、在宅医療の裾野をさらに広くするため、「一般の医者が在宅医療を開始する方法」＝「在宅医療のノウハウ」を作製しました。松戸市医師会会員のみならず一般の医師の皆様が在宅医療に取り組みやすいよう初歩的なノウハウを記載したもので、以下のごとき内容・目次です。（千葉県内版ですが、全国の先生方にも参考となるかと思います）

[目次]

- 1 外来患者さんから往診または訪問診療を頼まれたら
- 2 死亡診断について
- 3 在宅療養支援診療所申請手続き
- 4 麻薬取扱医師の届け出
- 5 駐車許可証および駐車禁止除外標章
- 6 他の事業所との連携
- 7 補足

ご興味・ご関心のある先生は、ご氏名、所属医師会または現在働いておられる病院・医院名、を記載された上、松戸市医師会事務局 mtdisikai@chiba.med.or.jpまでご連絡ください。折り返し、添付文書（5ページ程度）としてメールで送信いたします。